

徹 底 プ ラ ン

[2023 年 9 月 8 日策定]

[2025 年 1 月 29 日改訂]

一般社団法人 日本自動車工業会

中小企業庁が、2023 年度に行った下請 G メンのヒアリング結果において、自動車業界の自主行動計画に記載があるものの「その取組が不十分」「遵守が徹底されていない事項(取引対価・価格交渉等)」が確認され、自主行動計画への明記や遵守などの指摘を受けている。

これを踏まえた「自主行動計画」の改訂ならびに遵守に向けて、会員各社の代表者以下、調達部門を中心に社内が一丸となり、実効を上げていくための「徹底プラン」を策定、日本自動車部品工業会とも連携のうえ、取り組むこととした。本徹底プランの実施に向けて、各社の社内関係者を始め、取引先にも周知を図り、サプライチェーン全体で取り組んでいくこととしたい。

なお、現下の物価高騰などを踏まえ、本徹底プランで挙げる具体的な行動方針・改善方を会員企業が自ら集中的に実施(3 年間)することとし、定期的なフォローアップ調査(半年に 1 回)を実施、その結果を踏まえて、必要な内容の見直しなどを行う PDCA サイクルでの課題改善に取り組むものとする。

※徹底プランに記載の実施内容の対象は、全ての取引先(仕入先)を基本とするが、「下請法対象事業者」に限定している場合はその旨を記載した。

1. 取引対価・価格交渉

1) 各社において絶対に実施しない事項

取引先から要請があるにもかかわらず、協議自体に応じないこと。

[特に注意すべき事例]

- ・「他社からは言われていない」「自助努力で解決すべき」などの合理性を欠く理由で協議を拒むこと。
- ・原材料費、エネルギー費のコスト上昇が明らかにもかかわらず十分な協議を行わないこと。
- ・労務費等について、取引先の声・困り事を聞かず、十分な協議を行わないこと。

2) 各社において可能な限り実施する事項

※特に以下の取組みについては、日本の自動車産業の発展を目的とし、「競争力強化の取組み」と併せた両輪として、日本自動車工業会のみならず、日本自動車部品工業会とも連携し、自動車業界のサプライチェーン全体に浸透させる事を目指し、自動車業界全体で強力的に推進する。

(1) 明示的な協議を実施する。

[実施事項]

① 発信	発注者側から、少なくとも年 1 回は、価格交渉の姿勢を示す文書を取引先各社へ発信し(説明会だけに留まらない)、協議の申入れを受け入れる用意があることを明示する。 ※支払いが継続して発生する取引が対象
------	--

②要望確認	個別にヒアリングする。(発信に留まらず能動的にヒアリング。特に下請法対象事業者へ重点的に実施。)
③書面連絡	値上げ要請の際の交渉結果は、変動要因等がわかる形で個別に回答する。
④協議結果	経営層から実務層まで社内全体への浸透を図るため、取引先毎に要請内容、交渉結果とその考え方で記載した記録を、一元的に管理する。(特に下請法対象事業者へ重点的に実施)

(2) 費目毎に以下の考え方を基に検討。

①原材料費	特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、取引先と十分に協議の上で合意した、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。
②エネルギー費	
③労務費	労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針の「留意すべき点」を遵守し、「発注者として採るべき行動/求められる行動」に沿って適切に転嫁する。

2. 原価低減要請・利益供与要請

1) 各社において絶対に実施しない事項

(1) 根拠を提示せず「今期は一律〇〇%の原価削減をお願いします」等のレターを送付したり、口頭で申し入れるなど、客観的な経済合理性や十分な協議を欠いた原価低減の要請。

(2) 発注継続の前提として、一方的に原価低減を押し付けること。

2) 各社において可能な限り実施する事項

取引先と一体となった生産性向上による原価の低減などの競争力強化への取組み。

3. 内示と発注の差

1) 各社において絶対に実施しない事項

(1) 内示や発注内容についての申し立てがあった際に、協議自体に応じないこと。

(2) 内示と発注のかい離に伴い発生した費用補償についての申し立てがあった際に、協議自体に応じないこと。

2) 各社において可能な限り実施する事項

(1) 内示と発注のかい離の抑制等、精度の向上。

(2) 中期的な計画提示についても試行/努力する。

(3) 生産変動(半導体影響等)が生じる場合の早期通達を行う。

4. 補給品

1) 各社において絶対に実施しない事項

補給品のみの取引となり価格見直しの要請があるにもかかわらず、協議することなく量産時の価格を据え置くこと。

2) 各社において可能な限り実施する事項

(1) 量産終了後、数量条件の変化を踏まえた部品単価見直しを行う。

(2) 補給品の生産と供給年限、型廃棄等のルールを取引先と共有し、丁寧に協議する。

5. 支払条件

- 1) 各社において絶対に実施しない事項
政府方針の 2026 年を超えて約束手形の利用を続けること。
- 2) 各社において可能な限り実施する事項
下請法対象事業者への現金払い化を徹底する。
※サプライチェーン全体への浸透のため大企業間の取引も含めて改善に努めていく。

6. 型取引（金型/木型/治具などを含む）

- 1) 各社において絶対に実施しない事項
 - (1) 取引先から困りごとの相談があるにもかかわらず、協議自体に応じないこと。
 - (2) 自社に所有権があるにも関わらず、型費用を分割で支払うこと。
 - (3) 量産終了後に長期間発注を行わず、事実上自社の指示で取引先に型を保管いただく場合に保管料を支払わないこと。
- 2) 各社において可能な限り実施する事項
 - (1) 一括払いや前払いなどの要望がある場合、可能な限り速やかに対応するよう努めること。
 - (2) 量産終了から 15 年経過した製品に係る型※)については、少なくとも廃棄を前提に当事者間で協議を行う。※部品(材質)・車種の特性を加味する。

以 上